

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 5 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 9 号

相模原市営斎場条例の一部を改正する条例

相模原市営斎場条例(平成 4 年相模原市条例第 1 2 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(令和 1 0 年度から令和 2 7 年度までの間における指定管理者の指定の特例)

- 7 令和 1 0 年 4 月 1 日から令和 2 8 年 3 月 3 1 日までの間における指定管理者の指定については、第 2 1 条及び第 2 2 条の規定にかかわらず、市長は、令和 8 年度において、同日までの間、斎場の施設改修、統括管理、維持管理及び運営に係る業務を担うものとして選定する事業者のうち、少なくとも、斎場(火葬炉を除く。)の施設改修(建築改修に限る。)に係る業務を担当するもの、火葬炉の施設改修及び維持管理に係る業務を担当するもの並びに斎場の運営(火葬炉の運転を除く。)に係る業務を担当するものが出資して設立した法人(以下「設立法人」という。)を指定管理者として指定することができる。
- 8 市長は、前項の規定により指定管理者として指定しようとするときは、設立法人に対し、第 2 2 条第 1 項に規定する書類の提出を求め、指定の基準に適合していることを確認するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。